

平成二十八年一月二十一日提出  
質問第七六号

広島及び長崎に原爆を投下したアメリカに対する政府の認識等に関する再質問主意書

提出者 鈴木貴子

広島及び長崎に原爆を投下したアメリカに対する政府の認識等に関する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一九〇第二四号)及び「政府答弁書」(内閣衆質一八九第三七二号、三八六号、四〇三号、四三三号)を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で、「政府は、原子爆弾は非人道的無差別殺人といえる大量破壊兵器だと認識するか否か」問うたが、「前回答弁書」(内閣衆質一九〇第二四号)では「お尋ねについては、先の答弁書(平成二十七年八月十四日内閣衆質一八九第三七二号)一から三までについてでお答えした(政府としては、広島及び長崎に対する原子爆弾の投下は、極めて広い範囲にその害が及ぶ人道上極めて遺憾な事態を生じさせたものと認識している。また、政府としては、かねてから明らかにしてきたとおり、核兵器の使用は、その絶大な破壊力、殺傷力のゆえに、国際法の思想的基盤にある人道主義の精神に合致しないと考えている。他方、戦後約七十年を経た現時点において米国に対し謝罪、反省を求めるよりも、政府としては、人類に多大な惨禍をもたらし得る核兵器が将来二度と使用されるようなことがないよう、核兵器のない平和で安全な世界の実現を目指して、現実的かつ着実な核軍縮努力を積み重ねていくことが重要であると考えらる。）」とおりである。」との答弁がなされている。右答弁は、質問に対し答えていない。当方が問うてい

るのは、「原子爆弾は非人道的無差別殺人といえる大量破壊兵器だと認識しているか否か」ということである。避けるような答弁をするのではなく、質問に対し誠実に答えられたい。

右質問する。